

尼崎市行政不服審査会答申
(答申第4号)

平成30年4月18日
尼崎市行政不服審査会

答申

第1 審査会の結論

子どものための教育・保育給付利用者負担額の決定に係る本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 関係法令等の定め

- (1) 児童福祉法第24条1項は、「保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合」には、市町村は、同法及び子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の定めるところにより、「当該児童を保育所……において保育しなければならない。」と定める。
- (2) 法第20条第1項は、同法第19条第1項各号に掲げる「小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするとき」は、当該給付の受給資格及び当該子どもの区分について、市町村の「認定を受けなければならない」と定める。
- (3) 法附則第6条は、子どもが保育所において保育を受けた場合に、市町村が保育費用の負担をすべきこと（第1項）、及びその場合に当該市町村の長は、当該保育費用を当該子どもの保護者又は扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して子どもの年齢に応じて定める額（私立保育所利用者負担額）を徴収するもの（第4項）と定める。なお、当該額は、子どものための教育・保育給付のうちの施設型給付費（法第11条参照）を市町村が支給する場合に特定教育・保育施設が支給認定保護者から支払を受けることとされている保育利用者負担額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）第13条第1項）と同額とされている（尼崎市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額等に関する規則（以下「規則」という。）第4条、第5条第1項第1号及び第3号）。
- (4) 保育利用者負担額は子ども子育て支援法施行令で定める額（第4条第3項各号参照。以下「国基準」という。）の範囲内で市町村が定めるとされており（府令第13条第1項、法第27条第3項第2号）、規則別表第2において具体化されている（以下「本件基準」という。）。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成26年11月7日、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）に対して、その子〇に係る法第20条第1項に基づく認定申請をし、同年12月頃、

処分庁は子○が法第19条第1項第3号に該当する旨の支給認定を行った。

- (2) 処分庁は、平成27年4月1日、子○の○保育園への入園を許諾した。
- (3) 処分庁は、平成29年4月20日、審査請求人がD5階層に該当するものとして、同年6月から8月までにおける利用者負担額を月額36,100円と決定した。
- (4) 処分庁は、平成29年9月1日、審査請求人がD6階層に該当するものとして、同年9月から平成30年3月までにおける利用者負担額を月額52,200円と決定した（以下「本件処分」という。）。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 本件処分は、階層が1つ上がっただけであるにも関わらず1月当たり16,100円もの負担増となるものであって、常識を逸脱する。
- (2) かかる非常識な金額を負担することは困難であり、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁は概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 本件基準は、尼崎市子ども・子育て審議会の答申（以下「本件答申」という。）を踏まえ慎重に検討して定めたものである。具体的には、国基準の各階層を更に細分した上、細分後の各階層の額が細分前の90パーセント以下となり、かつ細分後の各階層間における差額が細分前のそれを下回るように設定したものであり、保護者の負担軽減に配慮しているところである。
- (2) 審査請求人は、平成29年度分の所得割の課税額の合計額が171,100円であり、また規則所定の軽減事由に該当しないことから、D6階層に当たるものとして本件処分を行ったものである。本件処分は、前記答申を踏まえて法令に基づき適切に設定された本件基準に従ってなされたものであり、違法又は不当な点がないことは明らかであるから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

審理員は、本件審査請求は棄却すべきであるとしており、その理由は次のとおりである（処分庁の弁明に概ね同旨）。

- 1 児童福祉法第24条第1項及び第2項は、市町村は保育を必要とする児童を保育所において保育しなければならない旨を定め、また法第3条第1項は、市町村の責務として子ども及びその保護者に対する支援の実施を定めている。
- 2 もっとも、子どもの保育に経費がかかるのは当然であり、保育に要する費用を子どもの保護者等に一定程度負担させることは避けられない。法附則第6条第4項が保護者から所定の額を徴収すべき旨規定するの、これを前提とするものである。

3 徴収額は国基準の範囲内での応能負担とされるところ、これは実質的平等の要請に適うものであって、不合理とはいえない。また、税制改正の影響をより受けにくい市民税所得割を基準として階層区分を設定している点についても、合理性が認められる。さらに、本件基準は国基準の範囲内でこれを細分化したものであるから法律の範囲内にあるといえるし、審査請求人についてその適用を否定すべき特段の事情も見受けられない。

第5 審査庁の判断

審査庁は、本件審査請求を棄却すべきと考えており、その理由は審理員意見書に同旨である。

第6 審査会の判断

本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当であり、その理由は次のとおりである。

- 1 法はその実施について市町村の責務を掲げる一方（法第3条第1項）、児童の育成について「第一義的責任を負う」のは飽くまでその保護者なのであって（児童福祉法第2条第2項）、法もかかる「基本的認識の下に」各主体の相互協力を謳っているものである（法第2条第1項）。保育に要する費用について、保護者にその一部の負担を求めることは避けられない。本件処分の当否は、かかる事情を踏まえてもなお許容し得ない違法が認められるかという点から判断されねばならない。
- 2 本件基準が国基準の範囲内にあり、その階層を更に細分したものとして設定されていることは、処分庁の弁明のとおりである。そして本件基準における各階層間の差額は国基準のそれを下回ることから、本件基準は、階層を細分化することで、該当階層が変動した場合における負担額の激変が緩和される設計となっているといえることができる。

また、本件答申は、本市における保育の現状その他これを取り巻く様々な状況を（保護者の代表者を含む）第三者の視点から多角的に分析し、慎重な検討を重ねた上で作成されていることが窺われ、これを基礎として制定された本件基準について、その制定過程に瑕疵があるといった事情も認められない。

- 3 審査請求人は、従前D5階層の認定を受けていたが、本件処分においてD6階層に該当すると判断されたものである。これは、D6階層が世帯における市民税所得割課税額が「169,000円以上235,000円未満」を対象としているところ、審査請求人の世帯における市民税所得割課税額が、平成28年度は166,200円であったのに対し、平成29年度においては171,100円であったことによるものである。審査請求人をD6階層に該当するとした本件処分は、本件基準を正しく適用した結果である。

4 以上を踏まえると、本件基準及びこれに従ってなされた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(参考)

| 審査の経過 | |
|-------------|---------------|
| 平成30年 3月 8日 | 諮問書を受理（諮問第5号） |
| 平成30年 4月18日 | 第1回審議、答申 |

| 尼崎市行政不服審査会委員 | | |
|--------------|----------|------|
| 氏名 | 現職 | 備考 |
| 村上 武則 | 大阪大学名誉教授 | 会長 |
| 白井 俊美 | 弁護士 | 会長代行 |
| 武田 純 | 弁護士 | |